

【質疑事項】

インターネットを使用した選挙運動について、使用できるウェブサイトの数に制限はあるか。

また、ダイレクトメッセージ、メンション、SNS をまとめたサイトを使用してよいのか。

【回答】

1 前提として

選挙運動とは特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は有利な行為のことです。

有権者及び候補者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、X やフェイスブック等の SNS など）を利用した選挙運動ができます。

※ 選挙運動については、告示日（4月20日）に立候補の届出をしてから、投票日の前日（4月26日）までしか行うことができません。

※ 18歳未満の者等は選挙運動をすることができません。

※ ウェブサイト等を使用した選挙運動を行う場合、電子メールアドレス等の表示義務があります。

※ ウェブサイト上に掲載されたマニフェストやビラを紙に印刷して頒布することやポスターを紙にして印刷して掲示することは公職選挙法第142条及び143条の規定に違反します。

2 質疑への回答

使用できるウェブサイト等の数については、制限がありません。

また、公職選挙法において、SNS は、ダイレクトメッセージなどのメッセージ機能を含めてウェブサイト等と同様の取扱いとされています（注）。メンション機能や SNS をまとめたウェブサイト等については、使用を制限されていません。ただし、選挙運動期間中に選挙運動に利用しているウェブサイト（A）のリンクを、異なるウェブサイト（B）に貼り付ける場合、ウェブサイト（B）の外形・内容が選挙運動用文書図画と認められる場合には、電子メールアドレス等の表示義務が生じますので、ご注意ください。

注）ただし、一般の電子メール（Eメール等）を用いてフェイスブックアドレスにメッセージを送信する等の場合には、その一部にSMTP方式を使用することとなるため、このような態様によるメッセージの送信は「電子メール」の送信にあたることとなります。